令和４年

五所川原市教育委員会

第　２　回　定　例　会

提案事件綴

五所川原市教育委員会

目　　次

１	議案第４号	五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について	Ｐ　１
		五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	Ｐ　４
		五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第２項関係）	Ｐ　６
２	参考資料１	五所川原市附属機関に関する条例	Ｐ　７
３	参考資料２	五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例	Ｐ１６

議案第４号

五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について

五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例を令和４年五所川原市議会第２回定例会に提出するため、これを提案する。

令和４年２月１４日提出

五所川原市教育委員会教育長　　原　　真　紀

提案理由

教育委員会の附属機関として、新たにプロポーザル審査委員会を設置するため提案するものである。

議案第　号

五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について

五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和４年２月　　日提出

五所川原市長　　佐々木　孝　昌

五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

五所川原市附属機関に関する条例（平成１７年五所川原市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

別表市長に置かれる附属機関の表に次のように加える。

五所川原市プロポーザル審査委員会	プロポーザル方式による契約候補者の選定に当たっての審査に関すること。	委員長 副委員長 委員	学識経験を有する者 市の職員 その他市長が必要と認める者	案件ごとに10人以内	委嘱された日から契約候補者を選定した日まで	委員の互選

別表教育委員会に置かれる附属機関の表に次のように加える。

五所川原市教育委員会プロポーザル審査委員会	プロポーザル方式による契約候補者の選定に当たっての審査に関すること。	委員長 副委員長 委員	学識経験の有する者 市の職員 その他市長が必要と認める者	案件ごとに10人以内	委嘱された日から契約候補者を選定した日まで	委員の互選

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成１７年五所川原市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

別表旧市役所本庁舎跡地利活用検討委員会委員の項の次に次のように加える。

プロポーザル審査委員会委員	日額　5,700円

提案理由

市長及び教育委員会の附属機関として、新たにプロポーザル審査委員会を設置するため提案するものである。

○五所川原市附属機関に関する条例（平成１７年五所川原市条例第２４号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

別表（第２条、第３条、第４条関係）

市長に置かれる附属機関

名称	担当する事務	組織	委員の構成	定数	任期	会長等及び副会長等の選任方法
略						
五所川原市成年後見制度利用促進委員会	略					
五所川原市プロポーザル審査委員会	プロポーザル方式による契約候補者の選定に当たっての審査に関すること。	委員長 副委員長 委員	学識経験を有する者 市の職員 その他市長が必要と認める者	案件ごとに10人以内	委嘱された日から契約候補者を選定した日まで	委員の互選

教育委員会に置かれる附属機関

名称	担当する事務	組織	委員の構成	定数	任期	会長等及び副会長等の選任方法
略						
五所川原市学校給食運営委員会	略					

改正前

別表（第２条、第３条、第４条関係）

市長に置かれる附属機関

名称	担当する事務	組織	委員の構成	定数	任期	会長等及び副会長等の選任方法
略						
五所川原市成年後見制度利用促進委員会	略					

教育委員会に置かれる附属機関

名称	担当する事務	組織	委員の構成	定数	任期	会長等及び副会長等の選任方法
略						
五所川原市学校給食運営委員会	略					

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td>五所川原市教育委員会プロポーザル審査委員会</td><td>プロポーザル方式による契約候補者の選定に当たっての審査に関すること。</td><td>委員長
副委員長
委員</td><td>学識経験を有する者
市の職員
その他市長が必要と認める者</td><td>案件ごとに10人以内</td><td>委嘱された日から契約候補者を選定した日まで</td><td>委員の互選</td></tr>
</table>
農業委員会に置かれる附属機関　略
</td><td>農業委員会に置かれる附属機関　略</td></tr>
</table>

○五所川原市附属機関に関する条例（平成１７年五所川原市条例第２４号）の一部を改正する条例新旧対照表（附則第２項関係　五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>別表（第２条、第４条関係）
<table>
<tr><th>区分</th><th>報酬の額</th><th>旅費の額</th></tr>
<tr><td>略</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>旧市役所本庁舎跡地利活用検討委員会委員</td><td>略</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>プロポーザル審査委員会委員</td><td>日額　　5,700円</td></tr>
<tr><td>産業医</td><td>略</td></tr>
<tr><td>略</td><td></td><td></td></tr>
</table></td><td>別表（第２条、第４条関係）
<table>
<tr><th>区分</th><th>報酬の額</th><th>旅費の額</th></tr>
<tr><td>略</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>旧市役所本庁舎跡地利活用検討委員会委員</td><td>略</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>産業医</td><td>略</td></tr>
<tr><td>略</td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
</table>

参考資料１（議案第４号）

○五所川原市附属機関に関する条例

平成17年３月28日五所川原市条例第24号

改正

平成17年９月30日五所川原市条例第213号
平成18年３月22日五所川原市条例第２号
平成19年３月16日五所川原市条例第10号
平成20年３月17日五所川原市条例第３号
平成20年６月16日五所川原市条例第25号
平成20年９月19日五所川原市条例第39号
平成20年12月24日五所川原市条例第45号
平成21年３月18日五所川原市条例第４号
平成21年９月24日五所川原市条例第35号
平成22年３月18日五所川原市条例第３号
平成22年９月27日五所川原市条例第24号
平成23年３月23日五所川原市条例第３号
平成24年３月16日五所川原市条例第２号
平成25年３月21日五所川原市条例第６号
平成25年６月17日五所川原市条例第24号
平成26年３月18日五所川原市条例第２号
平成27年３月25日五所川原市条例第３号
平成28年３月14日五所川原市条例第５号
平成29年３月21日五所川原市条例第４号
平成29年６月21日五所川原市条例第17号
平成30年６月18日五所川原市条例第19号
平成30年９月13日五所川原市条例第24号
令和２年３月17日五所川原市条例第４号

五所川原市附属機関に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づく附属機関のうち、条例で設置する市長その他の執行機関の附属機関について、その設置、名称、担当する事務、委員の構成等に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例で設置する附属機関の組織等）

第２条　市長その他の執行機関に別表に掲げる附属機関を設置し、当該附属機関において担当する事務、組織、委員の構成、定数、任期等は、別表の当該各欄に掲げるとおりとする。

（附属機関の長等）

第３条　会長又は委員長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）は、別表の会長等及び副会長等の選任方法欄に掲げる選任方法により選任する。

２　会長等は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

３　副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

４　副会長等が２人以上置かれる附属機関においては、副会長等の行う前項の職務の範囲及び職務代理の順序については、当該附属機関の会長等の定めるところによる。

５　会長等及び副会長等にともに事故があるとき、若しくはともに欠けたとき、又は副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき若しくは欠けたときは、会長等があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

（任命）

第４条　委員は、別表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから市長その他の執行機関が任命又は委嘱する。

２　委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）
第５条　附属機関の会議は、必要に応じて会長等が招集する。ただし、附属機関設置後最初の会議又は会長等及び副会長等が不在の場合その他特別の場合の会議は、必要に応じて当該附属機関が属する市長その他の執行機関が招集する。
２　会長等は、会議の議長となる。
３　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
４　会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（会長等、副会長等及び委員の除斥）
第６条　会長等、副会長等及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、附属機関の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。
（部会）
第７条　附属機関に各種検討を行うための部会を置くことができる。
２　部会に属すべき委員は、会長等が指名するものとする。
３　部会に部会長を置き、部会の委員のうちから会長等が指名する。
４　部会長は部会を代表し、部会の事務を総理する。
５　部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから当該部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
（守秘義務）
第８条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
（委任）
第９条　この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。
附　則
この条例は、平成17年３月28日から施行する。
附　則（平成17年９月30日五所川原市条例第213号）
（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。
（五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
２　五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
附　則（平成18年３月22日五所川原市条例第２号）
この条例は、平成18年４月１日から施行する。
附　則（平成19年３月16日五所川原市条例第10号）
（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。
（五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
２　五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
附　則（平成20年３月17日五所川原市条例第３号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成20年６月16日五所川原市条例第25号）
（施行期日）
１　この条例は、平成20年７月１日から施行する。
（五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
２　五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成20年９月19日五所川原市条例第39号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成20年12月24日五所川原市条例第45号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成21年３月18日五所川原市条例第４号）

この条例は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成21年９月24日五所川原市条例第35号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成22年３月18日五所川原市条例第３号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成22年９月27日五所川原市条例第24号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成23年３月23日五所川原市条例第３号）

（施行期日）

１　この条例は、平成23年４月１日から施行する。

（五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成24年３月16日五所川原市条例第２号）

この条例は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成25年３月21日五所川原市条例第６号）

（施行期日）

１　この条例は、平成25年４月１日から施行する。

（五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
2　五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
附　則（平成25年６月17日五所川原市条例第24号）
（施行期日）
1　この条例は、公布の日から施行する。
（五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
2　五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
附　則（平成26年３月18日五所川原市条例第２号）
（施行期日）
1　この条例は、平成26年４月１日から施行する。
（五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
2　五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
附　則（平成27年３月25日五所川原市条例第３号）
（施行期日）
1　この条例は、平成27年４月１日から施行する。
（五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
2　五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
附　則（平成28年３月14日五所川原市条例第５号）
（施行期日）
1　この条例は、平成28年４月１日から施行する。
（五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
2　五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
附　則（平成29年３月21日五所川原市条例第４号）
（施行期日）
1　この条例は、平成29年４月１日から施行する。
（五所川原市立学校給食センター設置条例の一部改正）
2　五所川原市立学校給食センター設置条例（平成17年五所川原市条例第85号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
附　則（平成29年６月21日五所川原市条例第17号）
（施行期日）
1　この条例は、公布の日から施行する。
（五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
2　五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
附　則（平成30年６月18日五所川原市条例第19号）
（施行期日）
1　この条例は、公布の日から施行する。
（五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成30年９月13日五所川原市条例第24号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（令和２年３月17日五所川原市条例第４号）

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

別表（第２条、第３条、第４条関係）

市長に置かれる附属機関

名称	担当する事務	組織	委員の構成	定数	任期	会長等及び副会長等の選任方法
五所川原市高齢社会対策検討委員会	老人保健福祉計画・介護保険事業計画案、地域包括支援センターの設置及び運営、地域密着型サービスの適正な運営その他高齢者施策に関する事項の調査、審議	会長 副会長 委員	議会議員 学識経験を有する者 保健・医療・老人福祉等に従事する者 各種市民団体の代表者等	30人以内	３年	委員の互選
五所川原市老人ホーム入所判定委員会	老人ホームの入所措置等の要否の判定に関すること。	会長 委員	医師 老人ホームの施設長等 関係行政機関の職員	10人以内	委嘱又は任命した日から当該日の属する年度の末日まで	会長は福祉事務所長の職にある者をもって充てる。
五所川原市障害者計画・障害福祉計画等策定委員会	障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定及び審議	会長 副会長 委員	医療及び障害福祉等の関係者 障害者団体の代表者等 関係行政機関の職員	15人以内	委嘱された日から当該日の属する年度の末日まで	委員の互選
五所川原市水道事業評価審議会	水道事業の評価に対する厚生労働省で定めた実施要領及び実施細目を勘案した審議	会長 委員	議会議員 学識経験を有する者 受益者 経済団体代表者等	５人以内	委嘱された日から意見を答申した日まで	委員の互選
五所川原市	下水道事業の評価	会長	議会議員	５人以内	委嘱された	委員の互選

下水道事業評価審議会	に対する国土交通省で定めた実施要領及び実施細目を勘案した審議	委員	学識経験を有する者 受益者 経済団体代表者等		日から意見を答申した日まで	
五所川原市顕彰委員会	名誉市民、市褒賞及び文化褒賞の候補者の審議及び答申	会長 副会長 委員	議会議員 学識経験を有する者	10人以内	委嘱された日から意見を答申した日まで	委員の互選
五所川原市男女共同参画推進委員会	男女共同参画計画の策定及び進行管理に関すること。 男女共同参画に関する意識改革・人材育成に係る事業に関すること。 その他必要な事項に関すること。	委員長 副委員長 委員	市民 学識経験を有する者	12人以内	２年	委員の互選
五所川原市青少年問題協議会	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。	会長 副会長 委員	議会議員 関係行政機関の職員 学識経験を有する者	10人以内	２年	委員の互選
五所川原市伝統文化市民懇談会	伝統文化の発掘、保存及び振興並びに後継者の育成並びに伝統文化の振興発展に貢献があったものの表彰に関すること。	会長 副会長 委員	伝統文化団体の関係者 学識経験を有する者 関係行政機関の職員	10人以内	２年	委員の互選
五所川原市廃棄物減量等推進審議会	一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理の推進等に関すること。 その他廃棄物処理に関し必要な事項に関すること。	会長 副会長 委員	市民 学識経験を有する者 廃棄物関係業者の団体を代表する者 関係行政機関の職員	10人以内	委嘱された日から意見を答申した日まで	委員の互選
五所川原市住宅政策実態調査委員会	住宅政策実態把握の調査及び審議並びに住生活基本計画の策定	委員長 副委員長 委員	各種市民団体の代表者 関係教育・行政機関の職員保健・医療・福祉団体の代表者 建築関係団体の代表者	15人以内	委嘱された日から意見を答申した日まで	委員の互選
五所川原市市民提案型	市民提案型事業補助金交付先候補の	会長 副会長	学識経験を有する者	10人以内	２年	委員の互選

事業審査会	選考	委員	市民			
五所川原市上下水道事業等経営審議会	上下水道事業及び工業用水道事業における経営及び料金等に関する事項の調査及び審議	会長 委員	学識経験を有する者 受益者 経済団体代表者等	10人以内	委嘱された日から意見を答申した日まで	委員の互選
五所川原圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会	五所川原圏域定住自立圏共生ビジョンの策定、変更等に関すること。	会長 副会長 委員	学識経験を有する者 五所川原圏域共生ビジョンの取組内容に関連する団体等を代表する者	15人以内	２年	委員の互選
五所川原市健康推進協議会	健康増進計画の策定に関する事項及び同計画に基づく事業の推進に関する事項の審議	会長 副会長 委員	市民 保健医療関係団体の代表者 住民組織及び地域保健組織代表者 事業所等の代表者 学識経験を有する者	25人以内	２年	委員の互選
五所川原市地域福祉計画策定委員会	地域福祉計画の策定及び審議	会長 副会長 委員	福祉関係団体の代表者 各種市民団体の代表者 関係行政機関の職員	15人以内	委嘱された日から当該日の属する年度の末日まで	委員の互選
五所川原市子ども・子育て会議	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。 子ども・子育て支援事業計画に関すること。 子ども・子育て支援に関する施策の推進及び実施状況を調査審議すること。	会長 副会長 委員	学識経験者 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 教育関係者 子どもの保護者	15人以内	２年	委員の互選
五所川原市いじめ問題調査委員会	五所川原市いじめ問題専門委員会が調査する重大事態と認められるいじめを同専門委員会とともに並行調査すること及び同専	会長 副会長 委員	法律、医療、教育、心理、福祉等に関して優れた識見を有する者	６人以内	委嘱された日から意見を答申した日まで	委員の互選

	門委員会の調査結果の再調査に関すること。					
五所川原市農業委員会委員候補者選考委員会	農業委員会の委員の候補者の選考に関すること。	委員長 副委員長 委員	学識経験を有する者 農業関係団体を代表する者	７人以内	委嘱された日から農業委員会の委員が任命された日まで	委員の互選
五所川原市予防接種健康被害調査委員会	予防接種による健康被害に関する事項の調査及び審議	委員長 委員	一般社団法人西北五医師会が推薦する医師 青森県知事が推薦する医師 一般社団法人青森県薬剤師会西北五支部が推薦する薬剤師 五所川原保健所長	５人以内	委嘱された日から意見を答申した日まで	委員の互選
五所川原市成年後見制度利用促進委員会	成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画並びに成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項についての調査及び審議に関すること。	会長 副会長 委員	弁護士 司法書士 社会福祉士 社会福祉法人五所川原市社会福祉協議会の職員 青森家庭裁判所五所川原支部の職員 各種市民団体の代表者 つがる西北五広域連合地域自立支援協議会の代表者	７人以内	３年	委員の互選

教育委員会に置かれる附属機関

名称	担当する事務	組織	委員の構成	定数	任期	会長等及び副会長等の選任方法
五所川原市遺跡整備検討委員会	市に所在する遺跡の整備検討	委員長 副委員長 委員	学識経験を有する者	20人以内	２年	委員の互選
五所川原市いじめ問題専門委員会	いじめ防止等のための対策、重大事態と認められるいじめの調査その他いじめに関する重要事項の調査審議に関すること。	会長 副会長 委員	法律、医療、教育、心理、福祉等に関して優れた識見を有する者	６人以内	２年	委員の互選
五所川原市教育支援委	市内に住所を有する就学予定者及び	委員長 副委員長	医師、児童福祉施設の職員及び	20人以内	１年	委員の互選

員会	市が設置する小学校若しくは中学校に転学し、又は在学する者のうち障がいがある、又は疑われるものに係る教育的ニーズに応じた支援体制、教育内容等に関すること。	委員	教職員 学識経験を有する者 関係行政機関の職員			
五所川原市学校給食運営委員会	学校給食に関する重要な事項を協議し、学校給食の運営について審議すること。	会長 副会長 委員	市立小中学校の教職員 市立小中学校ＰＴＡ代表 学識経験を有する者 関係行政機関の職員 食品加工及び販売に関する団体の代表者	20人以内	１年	委員の互選

農業委員会に置かれる附属機関

名称	担当する事務	組織	委員の構成	定数	任期	会長等及び副会長等の選任方法
五所川原市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会	農地利用最適化推進委員の候補者の選考に関すること。	委員長 副委員長 委員	農業委員会の委員 農業関係団体を代表する者	９人以内	委嘱された日から農地利用最適化推進委員が委嘱された日まで	委員の互選

参考資料２（議案第４号）

○五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

平成17年３月28日五所川原市条例第38号

改正

平成17年６月24日五所川原市条例第202号
平成17年９月30日五所川原市条例第213号
平成18年３月22日五所川原市条例第３号
平成18年６月20日五所川原市条例第29号
平成19年３月16日五所川原市条例第１号
平成19年３月16日五所川原市条例第10号
平成20年３月17日五所川原市条例第５号
平成20年６月16日五所川原市条例第25号
平成20年９月19日五所川原市条例第34号
平成20年９月19日五所川原市条例第39号
平成20年12月24日五所川原市条例第44号
平成20年12月24日五所川原市条例第45号
平成21年６月17日五所川原市条例第33号
平成21年９月24日五所川原市条例第35号
平成22年２月16日五所川原市条例第１号
平成22年３月18日五所川原市条例第３号
平成22年９月27日五所川原市条例第24号
平成23年３月23日五所川原市条例第３号
平成23年12月21日五所川原市条例第35号
平成24年３月16日五所川原市条例第２号
平成25年３月21日五所川原市条例第６号
平成25年６月17日五所川原市条例第24号
平成26年３月18日五所川原市条例第２号
平成26年３月18日五所川原市条例第３号
平成27年３月25日五所川原市条例第３号
平成27年３月25日五所川原市条例第４号
平成28年３月14日五所川原市条例第１号
平成28年３月14日五所川原市条例第５号
平成29年６月21日五所川原市条例第17号
平成29年９月28日五所川原市条例第22号
平成30年３月20日五所川原市条例第１号
平成30年６月18日五所川原市条例第19号
平成30年９月13日五所川原市条例第22号
平成30年９月13日五所川原市条例第24号
令和元年９月13日五所川原市条例第９号
令和元年12月17日五所川原市条例第18号
令和２年３月17日五所川原市条例第４号
令和２年６月18日五所川原市条例第17号
令和３年６月18日五所川原市条例第19号

五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の２第５項の規定に基づき、同条第１項に掲げる非常勤の職員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償について定めるものとする。

（報酬）

第２条　委員等の報酬額は、別表のとおりとする。

２　委員等の報酬額が年額で定められている場合において、新たに委員等になったときはその月から、退職又は死亡等により委員等でなくなったときはその月まで報酬を支給する。
３　報酬額が月額で定められている場合において、新たに委員等になったときはその日から、退職したときはその日まで、死亡したときはその日まで報酬を支給する。
４　前項の日割計算の方法は、報酬月額をその月の現日数で除して計算する。
５　報酬額が日額で定められている場合は、勤務日数に応じて報酬を支給する。
６　報酬は、いかなる場合も重複して支給しない。
７　五所川原市職員の給与に関する条例（平成17年五所川原市条例第44号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）であって委員等を兼ねている者には、報酬を支給しない。ただし、その委員等の職務が正規の勤務時間外に行われたときは、報酬を支給することができる。
第３条　報酬の支給期日は、次の各号に定めるところによる。
（１）　報酬が年額で定められている場合　任命権者が定める。
（２）　報酬が月額で定められている場合　一般職の職員の例による。
（３）　報酬が日額で定められている場合　任命権者が定める。
（費用弁償）
第４条　委員等が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。
２　前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。ただし、車賃の額は１キロメートルにつき37円とする。
（支給方法等）
第５条　報酬及び費用弁償の支給方法等については、この条例に定めるもののほか、一般職の職員の例による。
附　則
この条例は、平成17年３月28日から施行する。
附　則（平成17年６月24日五所川原市条例第202号抄）
（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成17年９月30日五所川原市条例第213号抄）
（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成18年３月22日五所川原市条例第３号抄）
（施行期日）
１　この条例は、平成18年４月１日から施行する。
附　則（平成18年６月20日五所川原市条例第29号抄）
（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成19年３月16日五所川原市条例第１号）
（施行期日）
１　この条例は、平成19年４月１日から施行する。
（収入役の在職特例に関する経過措置）
２　前項の規定にかかわらず、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号。以下「改正法」という。）附則第３条第１項の規定によりなお従前の例により在職するものとされた収入役の在職中に限り、第３条の規定による改正後の五所川原市特別職報酬等審議会条例第２条の規定は適用せず、第３条の規定による改正前の五所川原市特別職報酬等審議会条例（以下この項において「旧条例」という。）第２条の規定はなおその効力を有する。この場合において、旧条例第２条中「助役」とあるのは「副市長」とする。
３　附則第１項の規定にかかわらず、改正法附則第３条第１項の規定によりなお従前の例により在職するものとされた収入役の在職中に限り、第４条の規定による改正後の五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例第２条、第４条、別表第１、別表第３及び別表第４の規定は適用せず、第４条の規定による改正前の五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（以下この項において「旧条例」という。）第２条、第４条、別表第１、別表第３及び別表第４の規定はなおその

効力を有する。この場合において、旧条例第２条、第４条、別表第１、別表第３及び別表第４の規定中「助役」とあるのは「副市長」とする。

４　附則第１項の規定にかかわらず、改正法附則第３条第１項の規定によりなお従前の例により在職するものとされた収入役の在職中に限り、第６条の規定による改正後の五所川原市職員等の旅費に関する条例第39条の規定は適用せず、第６条の規定による改正前の五所川原市職員等の旅費に関する条例（以下この項において「旧条例」という。）第39条の規定はなおその効力を有する。この場合において、旧条例第39条中「この条例を、医療職給料表、教育職給料表及び単純労務職給料表の適用を受ける者の旅行に適用する場合には、行政職給料表の級の職務に相当する職務の級は、別表第１及び別表第３においては別表第５(ア)のとおりとし、別表第２及び別表第４においては別表第５(イ)のとおりとする。ただし、医療職給料表中」とあるのは「医療職給料表中」とし、「別表第１の助役・収入役・固定資産評価員・常勤の監査委員の欄」とあるのは「別表第１中副市長、収入役、固定資産評価員、常勤の監査委員の項」とする。

附　則（平成19年３月16日五所川原市条例第10号抄）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成20年３月17日五所川原市条例第５号）

この条例は、平成20年４月１日から施行する。ただし、別表五所川原市水道事業所事業再評価審議委員会委員の項の次に水道事業経営審議委員会委員の項及び工業用水道事業経営審議委員会委員の項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（平成20年６月16日五所川原市条例第25号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成20年７月１日から施行する。

附　則（平成20年９月19日五所川原市条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成20年９月19日五所川原市条例第39号抄）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成20年12月24日五所川原市条例第44号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成20年12月24日五所川原市条例第45号抄）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成21年６月17日五所川原市条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成21年９月24日五所川原市条例第35号抄）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成22年２月16日五所川原市条例第１号抄）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成22年３月18日五所川原市条例第３号抄）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成22年９月27日五所川原市条例第24号抄）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成23年３月23日五所川原市条例第３号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成23年12月21日五所川原市条例第35号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成24年３月16日五所川原市条例第２号）
この条例は、平成24年４月１日から施行する。
附　則（平成25年３月21日五所川原市条例第６号抄）
（施行期日）
1　この条例は、平成25年４月１日から施行する。
附　則（平成25年６月17日五所川原市条例第24号抄）
（施行期日）
1　この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成26年３月18日五所川原市条例第２号抄）
（施行期日）
1　この条例は、平成26年４月１日から施行する。
附　則（平成26年３月18日五所川原市条例第３号）
この条例は、平成26年４月１日から施行する。
附　則（平成27年３月25日五所川原市条例第３号抄）
（施行期日）
1　この条例は、平成27年４月１日から施行する。
附　則（平成27年３月25日五所川原市条例第４号抄）
（施行期日）
1　この条例は、平成27年４月１日から施行する。
（五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
2　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第２条第１項の場合においては、第１条の規定による改正後の五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は適用せず、第１条の規定による改正前の五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は、なおその効力を有する。
附　則（平成28年３月14日五所川原市条例第１号抄）
（施行期日）
1　この条例は、法の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
附　則（平成28年３月14日五所川原市条例第５号抄）
（施行期日）
1　この条例は、平成28年４月１日から施行する。
附　則（平成29年６月21日五所川原市条例第17号抄）
（施行期日）
1　この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成29年９月28日五所川原市条例第22号）
この条例は、平成30年３月28日から施行する。
附　則（平成30年３月20日五所川原市条例第１号）
この条例は、平成30年４月１日から施行する。
附　則（平成30年６月18日五所川原市条例第19号抄）
（施行期日）
1　この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成30年９月13日五所川原市条例第22号）
（施行期日）
1　この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2　この条例の施行の日前に行われた農業委員会の会議及び農地の紛争調停等のため招集に応じて出席した場合の費用弁償の支給については、なお従前の例による。

（五所川原市社会教育委員設置条例の一部改正）

３　五所川原市社会教育委員設置条例（平成17年五所川原市条例第203号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成30年９月13日五所川原市条例第24号抄）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年９月13日五所川原市条例第９号抄）

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和元年12月17日五所川原市条例第18号抄）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月17日五所川原市条例第４号抄）

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年６月18日五所川原市条例第17号抄）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和３年６月18日五所川原市条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第２条、第４条関係）

区分	報酬の額	旅費の額
教育委員会委員	月額　43,700円	五所川原市職員等の旅費に関する条例（平成17年五所川原市条例第48号。以下「条例」という。）に規定する一般職の職員の旅費相当額
選挙管理委員会委員長	月額　48,800円	
選挙管理委員会委員	月額　29,000円	
代表監査委員	月額　142,500円	五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（平成17年五所川原市条例第41号）に規定する副市長の旅費相当額
代表監査委員以外の監査委員	月額　105,000円	
農業委員会会長	月額100,200円以内で規則で定める額	条例に規定する一般職の職員の旅費相当額
農業委員会会長職務代理者	月額70,200円以内で規則で定める額	
農業委員会委員	月額63,200円以内で規則で定める額	
農地利用最適化推進委員	月額59,200円以内で規則で定める額	
農地利用最適化推進委員候補者選考委員会委員	日額　5,700円	
固定資産評価審査委員会委員長	日額　5,700円	
固定資産評価審査委員会委員	日額　5,700円	
行政不服審査会委員	日額　5,700円	
行政不服審査会専門委員	日額　5,700円	
情報公開・個人情報保護審査会委員	日額　5,700円	

防災会議委員	日額　5,700円
国民保護協議会委員	日額　5,700円
顕彰委員会委員	日額　5,700円
いじめ問題調査委員会	日額　5,700円
地域審議会委員	日額　5,700円
特別職報酬等審議会委員	日額　5,700円
産業医	月額　30,000円
選挙長	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第１項各号に掲げる職の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額
選挙立会人	
開票管理者	
開票立会人	
投票所の投票立会人	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第14条第１項各号に掲げる職の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額（勤務時間数が他の投票所と比較して短い場合にあっては、当該額を超えない範囲内で任命権者が市長と協議して定める額）
期日前投票所の投票管理者	
期日前投票所の投票立会人	
投票所の投票管理者	予算の範囲内において任命権者が市長と協議して定める額
男女共同参画推進委員会委員	日額　5,700円
総合計画審議会委員	日額　5,700円
市民提案型事業審査会委員	日額　5,700円
五所川原圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会委員	日額　5,700円
国民健康保険運営協議会委員	日額　5,700円
公害対策審議会委員	日額　5,700円
廃棄物減量等推進審議会委員	日額　5,700円
民生委員推薦会委員	日額　5,700円
福祉事務所嘱託医（一般）	月額　56,200円
福祉事務所嘱託医（精神科）	月額　14,050円
地域福祉計画策定委員会委員	日額　5,700円
高齢社会対策検討委員会委員	日額　5,700円
入所判定委員会委員	日額　5,700円
成年後見制度利用促進委員会委員	日額　5,700円
障害者計画・障害福祉計画等策定委員会委員	日額　5,700円
福祉有償運送運営協議会委員	日額　5,700円
子ども・子育て会議委員	日額　5,700円
健康推進協議会委員	日額　5,700円
予防接種健康被害調査委員会委員	日額　5,700円
農業委員会委員候補者選考委員会委員	日額　5,700円

都市計画審議会委員	日額　5,700円	
南部地区土地区画整理審議会委員	日額　5,700円	
南部地区土地区画整理事業評価員	日額　5,700円	
大町二丁目地区土地区画整理審議会委員	日額　5,700円	
大町二丁目地区土地区画整理事業評価員	日額　5,700円	
駅東部地区土地区画整理審議会委員	日額　5,700円	
駅東部地区土地区画整理事業評価員	日額　5,700円	
駅東部第二地区土地区画整理審議会委員	日額　5,700円	
駅東部第二地区土地区画整理事業評価員	日額　5,700円	
住居表示審議会委員	日額　5,700円	
住宅政策実態調査委員会委員	日額　5,700円	
水道事業評価審議会委員	日額　5,700円	
下水道事業評価審議会委員	日額　5,700円	
上下水道事業等経営審議会委員	日額　5,700円	
学校給食運営委員会委員	日額　5,700円	
通学区域審議会委員	日額　5,700円	
社会教育委員	日額　5,700円	
文化財保護審議会委員	日額　5,700円	
図書館協議会委員	日額　5,700円	
青少年問題協議会委員	日額　5,700円	
伝統文化市民懇談会委員	日額　5,700円	
遺跡整備検討委員会委員	日額　5,700円	
教育支援委員会委員	日額　5,700円	
教育支援委員会専門員	日額　5,700円	
スポーツ推進委員	日額　5,700円	
いじめ問題専門委員会	日額　5,700円	
学校医　基本報酬	年額　130,000円	
児童・生徒数　99人以下	年額　30,000円	
100人以上299人以下	年額　35,000円	
300人以上499人以下	年額　40,000円	
500人以上699人以下	年額　45,000円	
700人以上899人以下	年額　50,000円	
900人以上1,199人以下	年額　55,000円	
1,200人以上1,499人以下	年額　60,000円	
1,500人以上	年額　65,000円	
学校薬剤師　基本報酬	年額　100,000円	
児童・生徒数　99人以下	年額　10,000円	
100人以上299人以下	年額　12,000円	
300人以上499人以下	年額　14,000円	
500人以上699人以下	年額　16,000円	
700人以上899人以下	年額　18,000円	
900人以上1,199人以下	年額　20,000円	
1,200人以上1,499人以下	年額　22,000円	
1,500人以上	年額　24,000円	
その他の委員等	予算の範囲内において任命権者が市長と協議して定める額	予算の範囲内において任命権者が定める額